

情報をお寄せください！

空き用地、空き工場・倉庫・店舗の登録制度

市では、企業誘致を促進することにより、雇用の場の確保と市内産業の活性化を図るため、企業誘致の候補地となる空き用地、空き工場・倉庫・店舗の情報を収集しています。

現在使用していない土地や工場・倉庫等をお持ちの方（個人・法人とも可）、ぜひ、情報をお寄せください。情報の登録や遊休資産の活用をお手伝いします。

●登録の要件
用地 概ね1,000㎡（約300坪）以上

登録制度

工場・倉庫 概ね300㎡（約90坪）以上

店舗 これまで店舗として利用されていたもの、または新規の店舗として利用可能なもの
※詳しくはお問い合わせください。

●企業誘致の実現には情報が重要です！
皆さんのお知り合いや取引先の企業などが土地や空き工場を探したり、新規拠点への立地を検討している場合にもお知らせください。

問 企業支援センター
☎ 21-5522

《市長の企業訪問②》

●アルバック成膜株式会社（寺尾）

同社は、昭和54年1月に設立され、今年40周年を迎えられました。工場見学では、クリーンスーツ、クリーンシューズ、マスクを着用。徹底的に管理された工場内で、TVやパソコン、スマートフォンなどに用いるディスプレイやLSI（大規模集積回路）の製造に欠かせないマスクブランクスなどの製造を見学。世界の先端産業を支える製品や技術水準の高さに感動しました。



●有限会社ダック（みどりが丘）

平成11年10月設立の同社では、マンションやオフィス、住宅用としても用いられる「フラッシュドア」と言われる合板などを接着した扉を製造。工場内は、切断から組み立て、塗装までの各工程に作業員が効率的に配置され、用途に応じたさまざまなフラッシュドアが流れ作業で製造されていました。女性や障がい者雇用にも積極的に取り組まれており、今後の事業展開に期待が膨らみました。



企業への支援制度のご案内！

国は、2020年までを「生産性革命・集中投資期間」と位置づけ、地域経済の核となる企業を応援するための制度を整えました。市では、この制度に則り、**固定資産税を免除**する条例を制定し、「地域の稼ぐ力」を応援しています。

制度	地域未来投資促進法	生産性向上特別措置法
対象	全ての事業者	中小企業者
支援内容	固定資産税を3年間免除 ※土地・建物・構築物	固定資産税を3年間免除 ※償却資産
主な条件	・事業計画を策定し、埼玉県の承認を得る。 ・投資額2,000万円以上 ・国からの先進性の認定	・事業計画を策定し、認定支援機関の確認を得た後、市の認定を得る。 ・労働生産性年率3%以上増

※上記の支援内容や主な内容など詳しくは、お問い合わせください。

※国税（法人税や所得税の税額控除）に係る支援措置や、これらの制度とは別に「市工場誘致条例」に基づく支援もあります。

問 企業支援センター ☎ 21-5522